



SETOUCHI

平成26年6月号

No.663

広報

# せとうち



夏本番を前に！海開き in ヤドリ浜

## 7月6日(日) 奄美シーカヤックマラソン

人口のうごき

今月の主な記事

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 平成26年 4月1日 5月号  | 平成26年 5月1日 6月号  |
| 総人口 9,469(-134) | 総人口 9,487(+ 18) |
| 男 4,556(- 63)   | 男 4,568(+ 12)   |
| 女 4,913(- 71)   | 女 4,919(+ 6)    |
| 世帯数 5,288(- 53) | 世帯数 5,319(+ 31) |
| カッコ内は前月との比較     | カッコ内は前月との比較     |

- 古高だより！……………P 2
- 議会だより……………P 3
- お知らせ……………P 1 3
- カレンダー……………P 1 9
- 戸籍の窓……………P 2 0
- まちの話題……………P 2 1

※平成26年5月号の人口のうごきに4月号の人口を記載しておりましたのでお詫びして訂正致します。

# 【にほんの里100選】・【島の宝100景】の町



# 古高バより

自主自立 敬愛和協 明朗端正 勤

鹿児島県立古仁屋高等学校  
〒894-1508  
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋 399 番地 1  
[TEL]0997-72-0034 [FAX]0997-72-0057  
<http://koniya.edu.pref.kagoshima.jp/>

「地獄」と「天国」を分ける

校長 佐久間 健士

親から「悪いことばかりすると、死んだら『地獄』に連れて行かれるぞ」と言われたことがありませんか。その「地獄」の話です。

「地獄」には、大きな釜があり、そこには美味しそうなおうどんがぐつぐつと煮えています。ところがそのうどんを食べるのが一苦勞です。なぜならば長さが1メートルほどの長い箸を使うしかないからです。

釜の周りには地獄に住んでいる人がたくさんいて、お腹がすいているために、われ先におうどんを食べようと争って、箸を釜に突っ込んでおうどんを掴（つか）もうとします。しかし、箸が長く、うまく口まで運べません。しまいには他人が掴んだうどんを無理矢理奪おうと争い、喧嘩になって、うどんは飛び散り、結局誰一人として目の前のうどんを口にすることができないのです。美味しそうなおうどんを前にしながら、そんなことを延々と繰り返して、誰もが飢えて苦しむ続けるのです。

この「地獄」から逃れるにはどうしたらよいのでしょうか。それは、誰もが自分の長い箸でうどんを掴むと、釜の向こうにいる人の口へと運び、「あなたがお先にどうぞ」と食べさせてあげるのです。そうやってうどんを食べた人も、「ありがたう。次はあなたの番です」と、お返しにうどんを取ってあげます。こうして全員がおだやかにうどんを食べることができ、満ち足りた心になれるのです。「地獄」が一転して「天国」「極楽」に変わるので

結局「地獄」の意味するところは、自分のことだけ考えて、行動し、周りの人も自分も不幸にする状態です。「地獄」と「天国」を分けるものは何でしょうか。それは人の心の持ち様です。暖かい思いやりの気持ち、人のために役立つ、喜ばせようという「愛」の思いがあるかないかの違いなのです。そのような思いは必ず態度や行動に表れます。そして、周りの人を喜ばせ、また自分自身も幸せを感じます。人との良き出会いや、自分の道が開けるといふ幸運がもたらされることもあるはずですよ。是非、仲間を助け協力し合いながら、高校生活を何倍も充実したものにして下さい。

## 第67回入学式



新入生整列

男子22名、女子34名 計56名が、第67期生として入学しました



新入生代表挨拶

新入生を代表して挨拶をする 十倉由衣さん（古仁屋中）



新入生代表宣誓

校長を前に宣誓文を読みあげる 脇田七海さん（古仁屋中）

## 平成26年度 転入された職員の紹介

| 氏名            | 前任校       |
|---------------|-----------|
| 永 迫 健 一 (教 頭) | 錦江湾高等学校   |
| 上 野 利 一 (事務長) | 鹿屋高等学校    |
| 川 越 貴 子 (国 語) | 鹿児島玉龍高等学校 |
| 松 元 拓 也 (数 学) | 加治木高等学校   |
| 盛 田 貴和子 (数 学) | 財部高等学校    |
| 石 川 正 史 (書 道) | 鹿屋高等学校    |
| 高 良 英 樹 (英 語) | 出水高等学校    |
| 松 山 成 洋 (商 業) | 鹿児島女子高等学校 |



2列目左より 高良、石川、松山、松元  
1列目左より 盛田、永迫、上野、川越

## 部活動紹介

4月14日(月)に部活動紹介を行いました。1年生が部活動に関心を持ち入部するように毎年実施しています。

書道部は書道パフォーマンスを行い楷書や行書など八つの書風で「古高魂」と揮毫しました。指導は石川正史先生です。



# せとうちちょう 議会だより

第153号

平成26年5月発行

発行／鹿児島県瀬戸内町議会 編集／議会報編集委員会 〒894-1592 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津 23 番地

## 国立公園指定、世界自然遺産登録へ 町民一丸



住民への理解と意識の向上に努力を  
世界自然遺産登録に向けての調査特別委員会報告 (10~12ページに掲載)

高知山から大島海峡、加計呂麻島、遠くに請島を望む (写真上)

住民啓発活動の一環として看板を設置 (役場庁舎…写真左下、鹿銀向かい駐車場…写真右下)



広報せとうち(3)

7月6日(日) 奄美シーカヤックマラソン大会

# こんなことを決めました 第1回定例会 3月5日～20日

第1回定例会では、当初予算議案11件、補正予算議案13件、条例議案9件、契約議案2件、その他2件、議員発議2件の計39件の議案を審議し、可決しました。

平成26年度各会計予算議案11件については、議長を除く9名で構成する予算審査特別委員会（委員長 岡田弘通、副委員長 林 健二）を設置して審査を行い、最終日に委員長から審査報告がなされ、原案のとおり可決し意見書を町当局へ提出しました。（各会計当初予算額については町広報紙5月号に掲載のため、割愛しました。）主な議案の要旨は次のとおりです。

## 地域活性化定住促進 条例の制定

新築住宅助成金として50万円（上限）など町内に居住している者又は定住を目的として新たに町民となる者が、将来にわたり引き続き町内に生活の基盤を置くための施策を実施し、定住の促進と人口の増加を図り、本町の活性化と福祉の向上に資することを目的として制定するものです。

主な助成金の額は、新築住宅助成金として上限50万円の1回限り。中古住宅購入助成金として上限20万円の1回限り。住宅リフォーム等助成金として上限10万円の1回限り。出産祝金（町商工会の商品券を支給）として第1子3万円、第2子5万円、第3子以降

10万円を支給するものです。

## 特別水産業対策基金 条例の制定

水産業の円滑な経営を支援するための貸付金に要する基金の制定で、対象者は、瀬戸内漁業協同組合の組合員で生活資金、事業に必要な運転資金及び設備資金として組合員当たり250万円を限度額として貸し付けるものです。

## 老朽危険空き屋等の 適正管理に関する条 例の制定

空き家の管理は所有者等の責任  
生活環境の保全及び防犯  
のまちづくりを推進するた

め、空き家等の適正な管理に関し、町及び所有者等の責務と管理不全な状態にある空き家等に対する措置について定めるものです。

主な内容は、管理状態の不全な空き家を調査し、管理不全な状態と認められた空き家の所有者等に対し、町は、助言・指導、勧告、命令を行なうことができ、改善されない場合は、所有者等の氏名公表や行政執行を行なうことができるものです。

## 町営定期船の設置及 び管理に関する条例 の改正

主な内容は、国土交通省の基本方針に従い、消費税率改正に伴う転嫁分を現運賃に3%の上乗せ措置を行なうものです。

## 課設置条例の改正

町民課と生活環境課を統合、町民生活課に

行財政改革の一環として役場の機構見直しを行ない、地域住民の要望に迅速に対応するとともに、効率的な運営を目指すため、課の統合を実施するもので、町民課と生活環境課を統合し、「町民生活課」とするものです。

## 町長等の給与等に関 する条例の改正

町長・副町長・教育長の給与を平成26年4月から平成27年3月までの1年間、5%減額するものです。

## 旧船津保育所跡地の 無償貸付契約

旧船津保育所跡地の建物  
RC2階建、延床総面積4  
98・05㎡の内255・  
53㎡、敷地面積686・  
40㎡、屋外遊戯場43  
7・79㎡を「社会福祉法  
人幸喜会理事長町田重孝」  
に5年間無償で貸付けるも  
のです。

## 加計呂麻港（瀬武地 区）改修工事（3工 区）変更契約

当初、(株)町田建設と1億  
6364万2500円で契  
約していましたが、現地精  
査の結果、請負金額の変更  
が生じたので、変更後請負  
金額を1億7116万80  
00円と変更しております。



予算審査特別委員会での  
審査風景（委員会室にて）



## 平成26年度各会計予算審査意見

1. 自衛隊の拡充及び誘致については、関係者との情報を共有し、鋭意努力されたい。
2. 共生・協働によるまちづくりを推進するため、「地区コミュニティ職員」の配置・活動を見直し、「まちづくり協議会（仮称）」の設置に向け積極的に取り組まされたい。
3. 古仁屋市街地以外の地域においても、光ファイバー網の整備について鋭意努力されたい。
4. 世界自然遺産の拠点施設（県主体）及び世界自然遺産センター（国営）の誘致については、国・県へ積極的に要請されたい。
5. 地域包括ケアシステムの構築に向け、請島、与路島、西方地区等における介護サービスの格差是正に積極的に取り組まされたい。
6. 足腰の強い一次産業の振興と六次産業の推進を図るため、農林水産物の特産品開発と販路拡大に鋭意努力されたい。
7. 実久戦跡をはじめ、未利用観光資源の発掘と整備活用について鋭意努力されたい。
8. せとうち海の駅及び加計呂麻島展示・体験交流館の管理運営等については、関係機関と十分に協議し、本町の観光拠点施設としての機能充実に努められたい。
9. 消防操法大会（46年ぶり本町開催）に向け、消防団及び関係団体との連携強化を図り、受け入れ準備体制の充実に努められたい。
10. 古仁屋高校の振興対策について、地元中学生が魅力を感じる学校づくりに努めるとともに、ふるさと留学制度が有効に活用されるよう、受け入れ態勢の充実とPR活動に鋭意努力されたい。
11. 「にほんの里・加計呂麻留学制度」を古仁屋校区以外の地域へ拡大導入できるよう検討されたい。
12. 青少年の音楽・文化活動の振興を図る為、楽器運搬車を購入されるよう努力されたい。

# 一般質問

第1回(3月)定例会では、6名の議員が町政全般に亘り、質問・提言等を行ない議論を交わしました。一部を要約して、紹介いたします。

なお、一般質問の詳細については町立図書館にて「会議録」をご覧ください。



林 健二議員

## 議員 情報発信のまちづくりについて

1. 古仁屋市街地以外の地域(加計呂麻島・請島・与路島)の光回線化の必要性について町長の見解をお伺いします。

2. 前定例議会で答弁を頂いた次の3点の具体的な進め方について町長の見解をお伺いします。

- ① 町ホームページ
- ② 各種団体との協議
- ③ 一丁関連の企業誘致

町長 1. 古仁屋市街地以外の地域(加計呂麻島・請島・与路島)の光回線整備について今後も通信事業者

へ要望を続けて参ります。

また、光に代わりうる無線等の利用に関する調査・検討も行ってまいります。

2. ①町の新しいホームページは、平成26年10月公開予定です。

②ICT関連の研修会等を行いたいと考えております。

③本町への視察招聘などを行ないます。

## 議員 水産業の振興について

平成25年第3回定例議会で質問した、漁民への燃油の直接補助またはそれに代わる支援策について、その後どういった検討をされたのかお伺いします。

町長 新たに「瀬戸内町特別水産業対策基金」を創設し、生活及び漁業活動に必要な資金を貸付け、水産業

の円滑な経営を支援して参ります。

## 議員 観光振興について

1. 観光振興を図るうえで「海の駅せとうち」に期待する役割や機能とはどういったものか町長の見解を求めます。

2. 世界遺産に伴う出先機関等の誘致について、今後の取り組み方法をお聞かせ下さい。

町長 1. 「加計呂麻展示・体験交流館」や「新フェリーかけろま」との連携を図るうえで非常に重要であり、観光・物産・情報の拠点施設として今後も運営していきたいと考えて居ります。

2. 国や県の施策を注視しながら、用地の確保や陳情活動を、他の市町村と協議をしながら積極的に進め

て参ります。

## 議員 消防・防災について

本年開催される消防操法大会の準備等、現在の進捗状況をお尋ねします。

① 選手・団員の宿泊所の確保状況について

② 喜界航路のダイヤ調整の必要性について

町長 本町の宿泊施設のパックフレットを各市町村担当者へ送付するとともに、消防協会事務局からも、開催地への宿泊をお願いして頂いております。

喜界航路に関しては、現在のダイヤでの来町は十分対応できますので、関係町村へ利用をお願いして参ります。





中村義隆議員

### 議員 高齢者福祉につ

いて

本町の近年の特定健診受診率の現状を伺います。

**町長** 本町の受診率の現状につきましては、平成23年度25・1%で、平成24年度36・1%と年々受診率が向上しております。今後とも受診率向上に向けた取り組みを強化し、疾病の早期発見、早期治療並びに重症化予防に努め、医療費の抑制に繋げていきたいと考えています。

### 議員 「地域サロン事業」

とは。本町の現状も伺います。

**町長** 地域サロン活動とは、地域で暮らす高齢者等が身近な場所で気軽に集いながら、茶話会や健康体操レクリエーションなどのふれあい活動を通して孤立化を防ぎ、交流の場・居場所づくりを行う活動です。

本町では、現在、篠川地区、船津地区2箇所、松江地区1箇所、網野子地区、伊須地区、伊子茂地区、押角地区など8箇所を取り組んでおります。

### 議員 消防・防災につ

て

本町の住宅用火災警報器の設置率について伺います。

**町長** 本町の住宅用火災警報器の設置率は平成26年1月末現在で84・87%であります。現在も消防分署において普及率向上に努めておりますが、なかなか設置

率が上がっていない状況であります。

今後とも住宅用火災警報器の設置率100%を目指し、普及率向上に向けて努力して参りたいと思っております。

### 議員 教育行政につ

て

「弁当の日」を提唱した竹下和男氏の講演会を小・中学校でできないでしょうか伺います。

**教育長** 竹下氏の快諾により、阿木名小中学校において児童生徒・教職員及び保護者を対象に講演会を開催しました。

その他の小・中学校における講演会開催については、今後検討して参りたいと思っております。

### 議員 せとうち子ども検定の進捗状況について伺いま

す。

**教育長** せとうち子ども検定につきましては、現在、印刷中であり、3月上旬には刊行予定となっております。

3月上旬、子ども検定作成委員会において、今後の活用について最終協議をする予定となっておりますが、小学5・6年生を対象に平成26年度中に学習と検定試験（平成27年2月）を実施する予定であります。



向野 忍議員

### 議員 生活環境対策につ

いて

「L3」処理対策について、本島側と加計呂麻島、請島、与路島の現状と課題及び課題解決策について伺います。

**町長** 「燃やせるごみ」については、名瀬クリーンセ

「資源ごみ」の細分化（ビン類）の具体的な取り組みや「不燃ごみ」の名瀬クリーンセンター搬入など、大島地区衛生組合と協議を進めて参ります。

請島・与路島のごみ処理につきましては、「可燃ごみ」は小型焼却炉施設において島内処理し、生ごみの

堆肥化、資源ごみ（缶類、ペットボトル）の再資源化を図り、今後は不燃・粗大ごみの処理方法について検討を進めてまいります。

議員 し尿処理対策について、本島側と加計呂麻島、請島、与路島の現状と課題及び課題解決策について伺います。

議員 衛生センターし尿処理施設、加計呂麻クリーンセンターの老朽化に伴う施設の延命化や新処理施設の検討並びに請島・与路島の施設の老朽化により自然環境へ影響が懸念されるなど、これらの施設の改修・延命化措置が課題となっております。

議長 平成26年度において、「循環型社会形成推進地域計画書」を策定し、し尿処理施設の改善に向けた処理方

法・施設整備等について調査・検討を行います。

議員・意見 請島・与路島の施設状況は待ったなしの状態である。一日も早い整備改善を図る必要がある。

議員 本年6月に開催される消防操法大会（46年ぶり本町開催）の準備体制について伺います。

議長 役割分担等を決め、消防協会大島支部・役場総務課・消防分署・消防団で運営に向けて調整してまいります。

議員 予算については、26年度当初予算に計上しております。

議長 役割分担等を決め、消防協会大島支部・役場総務課・消防分署・消防団で運営に向けて調整してまいります。

議員 予算については、26年度当初予算に計上しております。

議長 役割分担等を決め、消防協会大島支部・役場総務課・消防分署・消防団で運営に向けて調整してまいります。

議員 予算については、26年度当初予算に計上しております。

議員 学校存続について

「にほんの里・加計呂麻留学制度」を加計呂麻島以外にも生かしていくようにすべきと思いが見解を伺います。

教育長 にほんの里・加計呂麻留学制度の適用範囲につきまして、平成25年7月1日より請島、与路島についても対象としております。その他の地区については、今後検討して参りたいと考えております。

議員 その他の質問

〇改正奄振法における交付金制度について

議員 平成26年度より奄振事業の一部の補助金を使い勝手の良い交付金制度に変わります。また、世界自然遺産登録は喫緊の課題です。本町においては、網野子トンネルの開通が間近に迫っております。

議長 数年続いた災害復旧事業は落ち着きを見せ、今後の公共事業の減少等が予想されます。

議員 4月には消費税が上がります。この様なことは十分に把握し、今後の町づくりについて、多種多様な施策、計画等を考えていると思

議長 今後の公共事業についてお聞かせ下さい。



池田啓一議員

議員 町づくりについて

議長 今後の公共事業につきましては、「瀬戸内町文化会館（仮称）」、「フェリーかけるま」の代替船建造、し尿処理施設整備、放牧地整備、6次産業化施設整備等を計画しております。

議長 これらの事業を実施することにより、一次産業の振興並びに町民生活の利便性の向上が図られるものと考えております。

議員 2. 6次産業+観光業は、時流に合ったこの町にとって大事な産業だと思います。具体的な施策をお聞かせ下さい。

議長 今後の公共事業についてお聞かせ下さい。

議員 2. 6次産業+観光業は、時流に合ったこの町にとって大事な産業だと思います。具体的な施策をお聞かせ下さい。

議長 今後の公共事業についてお聞かせ下さい。





**町長** 6次産業化推進による足腰の強い民間の生産組合や法人企業等の育成による観光・加工・直売等を兼ねた施設の整備を検討してまいります。

**議員** 3. 新たな産業（企業誘致も含め）についての必要性もあると思いますが、計画を伺います。

**町長** 新たな産業、企業誘



元井直志議員

**議員** 自衛隊の誘致について

自衛隊の誘致については、町側、議会ともに活動しているところですが、どの様

致は大変重要なことであると思っております。

今後につきましては、光回線サービスを活用したデータセンターの誘致や携帯端末コンテンツ開発会社の誘致、ICT利活用による地場製品の販売促進等の事業を考えております。

その他の質問

◆行政改革について

な進展があり、反応はどうであったか。また、これらの対策はどのように考えているか。

**町長** 2月22日に武田防衛

副大臣が来町され、本町の現状、そして自衛隊誘致・拡充に係ること等について説明や要望を行いました。防衛副大臣からは、南西

諸島を取り巻く現状や島しよ防衛という新たな任務を展開するためには重要な地域であることや地元の理解が必要であることなどが延べられました。

防衛副大臣との地元での面談は、大きな一歩であり、以前より手ごたえを感じております。

今後は、防衛省で策定する基本構想に基づいて自衛隊基地の誘致拡充に向け推進して参りたいと思っております。

**議員** 6次産業に向けての町側の方向性について

鹿児島のアナテナショップを見ていると本町の物産が不足しており、町独自の物産をもっと生産する必要があります。

せとうち物産館でも生産しておりますが、例えば山郷地区に製品にならないタ

ンカン、ポンカンなどの加工施設等の生産拠点を設置したらどうか伺います。

**町長** 現在、農林水産物を活用した加工品、特産品の開発については、物産館を活用して新しい商品づくりに取り組んでいるところで

生産拠点施設の設置につきましては、加計呂麻地区に直売所を兼ねた施設の整備を検討しているところで

す。今後も生産組合や法人企業等の6次産業化ネットワークの充実を図りながら、検討して参りたいと考えております。

す。また、どうすれば将来的に安全確実に水資源を確保して行けるのか伺います。

**町長** 平成29年度から本島側では施設間が10キロメートル以内は一つの古仁屋上水道として経営統合を行っていくこととなります。

海を隔てている加計呂麻島、請島、与路島については、それぞれの島ごとの簡易水道として経営していくこととなります。

水資源の確保対策として、地域間の水融通の促進や地下水の利用、また、貯水ダム等による水源開発も検討して参りたいと思っております。

**議員** 水資源について

近い内に簡易水道は廃止し、上水道化になるということですが、そのスケジュールと内容について伺いま





鎌田愛人議員

## 【議員】 財政状況について

国からの借金である、地方債の借入額、その返済額、貯金である基金残高の理想的なバランスはどうあるべきか。

【総務課・課長補佐】 望ましい

い形は、基金が一番多くて、その次に返済額、その次に借入額。本町は逆転しており、借入額が多くて、次に返済額、基金が一ケタ少ない。他の町村はどのような状況にはない。

## 【議員】 箱物建設事業について

今後5年間で計画されている箱物建設事業の事業費と開始年度を伺います。

【町長】 加計呂麻島展示・体験交流館3億2千万円で25年度から26年度まで。

し尿処理場1.8億円で、29年度から30年度まで。

火葬場3億円で28年度。給食センター4億8千万円で29年度。

文化ホール1.0億円で27年度。

フェリーかけるま建造5億円で26年度。

総額4.4億円となっております。

## 【議員】 自衛隊の誘致・拡充について

現在の取り組み状況と今後の展開について

【町長】 総務課長、緑健児顧問と3人で武田良太防衛副

問と3人で武田良太防衛副

大臣へ要望活動を行いました。25年度には、防衛省予算で調査費が計上され、26年度は防衛省において、部隊新編の基本構想を策定する予定となっております。基本構想に基づいて誘致・拡充に向け推進して参ります。

## 【議員】 産業の振興について

アンテナショップ「せとうち町物産館」の平成25年度11月以降の経営状況と今後の見通しについて

【町長】 売上が11月約6.7万円。12月約7.9万円。26年1月約4.9万円。今後はイベント等を実施しながら集客に努めていきたい。

## 【議員】 町長の政治姿勢について

1月19日、町内外から約150人参加のもと、奄美群

島かんきつ振興大会、町内より約180人参加のもと、瀬戸内町PTA研究大会が、本町において開催されたが、この日に町長は何をしていたのか伺います。

【町長】 町長杯のゴルフコンペに出しております。

## 【議員・意見】 重要性を考えたら、ゴルフよりも、町長の立場として、町内であった大会に出るべきであったと私は思います。

責任と自覚をもった行動、政治姿勢を示していただくよう申し上げておきます。

## ★その他の質問

・「せとうち海の駅」の運営方針について

・青少年の音楽・文化活動、町のイベント等のための車輛の購入について

世界自然遺産登録に向けての調査特別委員会（岡田弘通委員長）の委員長報告がなされました。

# 委員会活動

世界自然遺産登録に向けての調査特別委員会（岡田弘通委員長）の委員長報告がなされました。

## 世界自然遺産登録に向けての調査特別委員会

主な内容は、次のとおりです。

始めに、金子・禧久両県議と意見交換会及び要望を行ないました。

屋久島に設置されている国・県の拠点施設と同様の施設を本町へ整備できないかとの要望に対し、両県議からは、理解できるが専門家において検討されるので、地元としての取り組みが必要であるとのことでありました。私共も地元と一体となって努力をしていくとのことでありました。

次に、東京における地元代議士との意見交換においては、環境省自然環境局自然環境計画課長より説明を受けました。

今後の正式推薦に向けた準備・手続きとして

・地元行政機関及びその他関係者との連絡調整

・管理計画の策定と保全管理に関する検討

・保護担保措置、保全管理体制の整備

・推薦書案の検討

・関係省庁連絡会議による推薦書提出決定

これらの事務作業を行ない、ユネスコ世界遺産センターへの推薦書を提出し、諮問機関による現地調査及び評価により、平成28年6～7月に登録の可否が決定することとなりました。登録に向けては、地元の取り組みが一番重要であるので、国としても努力する

ので、地元住民への理解と意識向上に努めてもらいたいとのことでありました。

保岡代議士から、奄美は大和文化の源流であり、文化遺産としても登録できる

のではないかと。地元の取り組みが大事になるので、関係機関・関係者へのアピールと地元住民の意識を深めるべきである。私も登録に向けて一生懸命努力すること

のことでした。

次に、北海道知床世界自然遺産地域の斜里町役場、知床世界遺産センター（環境省管理運営）、知床自然センター（斜里町、羅臼町出資の知床財団管理運営）の調査を行ないました。

斜里町役場においての調査では、知床は、昭和39年6月に国立公園として指定され、平成17年7月に世界自然遺産に登録。その間、国立公園内の私有地が乱開

発の危機にさらされたので、町では、その土地を買収し、復元の趣旨で「知床で夢を買いませんか」100平方メートル運動の森、トラストを全国に呼びかけた結果、平成22年には全地域を取得、運動地は860ヘクタールに及び、この運動地を条例で「譲渡不能の原則」で永久に保存することを定めたこととありました。

100平方メートル運動の森トラストの寄付の状況は、平成25年3月末現在で運動参加者1万5751件、寄付金2億7565万7千円とのこととありました。



斜里町ウトロにある知床世界遺産センター

世界自然遺産登録までの取り組みについては、平成5年度から調査を開始し、斜里・羅臼両町が一体となった活動を行ない、特に住民への説明・啓発に力を入れたとのこととありました。

両町が出資する「知床財団」知床自然センターは、職員数30名で様々な事業を展開し、自然保護の保全と利用の適正化に努めていました。また、遺産登録は「ゴール」ではなく「スタートライン」である。このことを常に持ち続けることが大事であるとのことでした。

次に、県自然保護課において調査を行ないました。

則久課長より、自然遺産登録については、知事を先頭に知り組んでおり、先日環境省へ要請活動を行ない、環境省も平成28年度登録を目指して努力しているとのこととありました。



県自然保護課にて調査を行なう特別委員

また、地元の取り組みが最も重要であるため、次に知り組んでもらいたいとのこととありました。

1. 住民参加型の自然保護管理体制の確立
2. ゴミ問題等環境対策の推進
3. エコ自動車等の導入の検討

以上の対策について検討すべきであるとのこととしました。次に、奄美野生生物保護センターの石川、木村両自然保護官を招聘し、説明を受けました。

保護官より、国立公園指定に伴う規制の内容を住民に説明するとともに、世界自然遺産登録に対する住民意識を高めていきたいとのことでありました。

次に、屋久島町及び屋久島環境文化財団の調査を行ないました。

屋久島町での調査では、屋久島が世界自然遺産に登録されたのは、平成5年12月で島の面積の21%にあたる1万747平方キロメートルが、国内初の世界自然遺産登録地であるとのことでありました。



屋久島町にて世界自然遺産登録の調査を行う特別委員

全国の離島地域が減少しているなか、平成5年以降は維持傾向にあり、観光入り込み客数は、平成24年度30万5201人とのことでした。

一方、環境保全対策（し尿処理等）や、施設・道路等の維持費等で地元行政の財政が圧迫されている。農業は、サルやシカの被害に悩まされ駆除対策に苦慮している。屋久島の環境保全と地域振興の両立に向けた財源確保について、入島税や入山税を検討している等の問題が発生しているとのことでありました。

屋久島環境文化財団（環境文化村センター、環境文化研修センター）の調査では、溝口事務局長兼副館長よりの説明を受けました。

当財団は、県が策定した「屋久島文化村構想」を推進する中心的な組織として



屋久島環境文化財団の調査を行う特別委員  
～環境文化村センター～

平成5年3月に県及び旧屋久町、旧上屋久町の出捐で設立され、職員は県より6名、町より4名と雇用職員11名を合わせた21名体制で、県・町職員の人件費は、県・町が負担し、他の職員については、財団が負担しているとのことでありました。

財団の運営費は、年間1億6000万円程度で、県費と基本財産の利子及び利用料で運営されており、屋久島の総合的な情報提供や交流案内、屋久島をフィールドとした環境学習の充実に向けていきたいとのこと

でした。又、日本ナショナルトラスト協会理事局長との懇談会も実施しました。以上の調査を踏まえ、

▼町民への説明会の開催と啓発用資料等を作成し、効果ある啓発活動を早急に開始されたい。

▼町内外の関係者及び有識者による協議会等を早急に設置し、登録への取り組みと登録後の振興策について取り組まれたい。

▼世界自然遺産拠点施設として、国・県の施設整備について南部議会議員大会において、本町の提出議題として提案しているので、この事について国・県へ積極的に要請されたい。

▼地元観光業者の育成、特に地元ガイドの育成に努められたい。など11項目（紙面の都合上4項目のみ記載）に亘る意見を町当局へ提出しました。

## 編集後記

◆金子先生、おめでとうございませう。

◆昨年、奄美群島は復帰60周年の節目に当たり、各地の奄美人が記念事業・祝賀会を催し、先人達の労や思いを振り返り、思い、改めて「奄美の心は一つ」、「奄美の新たな振興発展」を誓った年でした。

◆3月、甲子園での大島高校野球部の大健闘、奄美人が一つとなった素晴らしい応援、そして、最優秀賞。この事は、新生奄美のスタートの大きな一歩となり無限の可能性を示す大きな指針になりました。

◆新しい奄振法が始まり、地方自治の能力が、問われる時代がやって来ました。奄美の歴史の大きな節目となるこの時に、金子先生が衆議院議員を勝ち取った事は、明日の「奄美・わが町」の大きく力強い支えになるでしょう。明日に未来にカンパイ！（池田）

# お知らせコーナー

## 平成26年度瀬戸内町臨時（契約）職員募集要項

1. 応募資格
  - ① 平成26年4月1日現在で満年齢18歳以上60歳未満の者。
  - ② 瀬戸内町に住所を有している者
  - ③ 町税及び使用料に滞納がない者（同一世帯含む）
2. 応募期間  
平成26年6月2日(月)から平成26年6月16日(月)まで（土、日、祭日は除く）  
※ 郵送可 6月16日(月) 消印有効
3. 申込手続  
所定の申込書兼履歴書を保健福祉課 保険給付係へ提出。  
（申込書兼履歴書は役場保健福祉課保険給付係で配布又は瀬戸内町ホームページからダウンロードできます。）
4. 採用方法 面接及び書類選考で実施。（採用者には別途通知いたします。）
5. 雇用期間 平成26年7月1日～
7. 待遇 月22日勤務（154,000円）・各種保険有り
8. 職種 看護師
9. 業務 訪問保健指導等
10. 問合せ及び書類提出先  
〒894-1592  
瀬戸内町古仁屋船津23番地 瀬戸内町役場保健福祉課 保険給付係  
TEL 0997-72-1063 FAX 0997-72-1120

## 中小企業・小規模事業の経営者の皆様へ

個人保証なしで金融機関から融資を受けたり、事業が破綻しても一定の生活費等を残すことができるルールができました。

① 人と個人の資産・経理が明確に分離されている場合等において個人保証が不要となること。

② 多額の個人保証を行っていても、経営が行き詰まる前に、早めに事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等が残ることを定める「経営者保証に関するガイドライン」が、中小企業庁・金融庁主導の下、策定されました。

※金融機関と相談したい方、詳しくは下記までご相談下さい。

【お問い合わせ先】

中小企業基盤整備機構九州本部 電話：092-263-0300

平成26年度から個人住民税の均等割が引き上げられます。（平成35年まで）

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）」が交付され、全国の地方自治体で行われる緊急防災・減災施策に要する費用の財源を確保するため、個人住民税（町民税及び県民税）の均等割の標準税額が引き上げとなりました。

|             | 現行（年額） | 引き上げ額（年額） | 引き上げ後（年額） |
|-------------|--------|-----------|-----------|
| 個人町民税       | 3,000円 | 500円      | 3,500円    |
| 個人県民税       | 1,500円 | 500円      | 2,000円    |
| 個人町・県民税（合計） | 4,500円 | 1,000円    | 5,500円    |

○町県民税及び国民健康保険税の申告について

町県民税及び国民健康保険税等の申告並びに納税につきましては、日頃から町民の皆様のご協力をいただき厚くお礼申し上げます

今年も3月14日までに申告を済ませるようお知らせしていましたが、申告の済んでいない方が見受けられます。今年度支給予定の**臨時福祉給付金**の受給にも関わりますので、必ず申告を済ませてください。

（年金収入の方）

- ・年金収入148万円以上の方で、源泉徴収票の扶養や控除欄に相違がある場合。（配偶者・扶養人数・障害・寡婦等）**控除対象者が記載されていないため課税世帯となっている方がいます。**

（収入のない方）

- ・所得のない方も、申告をされないと国民健康保険税の軽減措置等が受けられなくなりますので、必ず申告をお願いします。

※申告に持参するもの

1. 前年中の収入の確認できるもの。（給与支払い報告書等）
2. 年金・保険等の支払額証明書等
3. 障害者控除を受ける人は、障害者手帳等
4. 印鑑（朱肉を使用するものシャチハタはご遠慮ください）

問合せ先 瀬戸内町役場税務課 住民・国保税係 TEL 0997-72-1116

不法投棄防止ウィーク

国では、産業廃棄物の不法投棄等の根絶を図るため、毎月6月を「不法投棄防止ウィーク」と定めています。

期間中は、不法投棄防止の啓発活動や不法投棄防止パトロール等を強化しています。

不法投棄は重大な犯罪です。この機会に一人ひとりが、「不法投棄をしない。させない。見つけたらすぐ電話を」という意識を持ち、不法投棄のない住みよい地域をつくりましょう。

産業廃棄物の不法投棄を発見したら、役場町民生活課まで御連絡ください。

問合せ先 町民生活課

電話：0997-72-1060(直通)

7月6日(日)奄美シーカヤックマラソン大会

広報せとうち(14)

# ハブ咬傷にご注意を！

これからハブの活動期に入ります。例年活動期には、咬傷者数も増加します。ハブに咬まれると激痛と腫れが広がり、ひどい場合は死亡することもあります。ハブに咬まれないために以下のことに注意しましょう。

- ① 道路の中央を歩く。 ② 不用意に草むらに入らない。 ③ 夜道は照明を持って歩く。
- ④ ハブやネズミの隠れ場所になる、家の周りの草や木の枝を刈る。
- ⑤ 草むらに入るときは深い長靴を履き、棒であらかじめたたいてから進む。  
また、ハブを見つけたら1.5m以上離れる。
- ⑥ やぎ小屋、牛小屋などの戸を開けて入るときは、上下左右・頭上を確かめてから入る。
- ⑦ 草むらや川岸などで作業するときは、つばの大きな帽子・厚手の長袖シャツ・皮の手袋・脚はん・長靴等を着用する。

問合せ先 町民生活課  
電話：0997-72-1060(直通)



## 陸・海・空 自衛官候補生募集案内 (任期制自衛官募集)

**自衛官候補生とは** 任期制の自衛官として任官する前に、自衛官として必要な基礎的教育訓練に専念するための採用制度です。

- 採用されると陸上・海上・航空「自衛官候補生」(特別職国家公務員)に任命され、3か月後に2等陸・海・空士に任用されます。その後、陸上自衛隊は1年9か月、海上・航空自衛隊は2年9か月の任期制のコースとなります。
- 自衛官候補生としての期間は、陸上・海上・航空のそれぞれの教育隊で、自衛官として必要な基礎的事項について教育訓練を受けることになります。教育訓練終了後、各人の希望と適性等により、将来の進むべき職種・職域が決定され、引き続いてその職域に必要な基礎的知識、技能習得のための教育訓練が行われます。

**任期制自衛官の魅力** 各種教育訓練や職務を通じた技術の習得のほか、再就職に向け必要な資格の取得など、希望に合わせたキャリアプランが描けます。

- 任期(勤務期間)を定めた採用制度のため、自分自身の将来設計を視野に入れた計画的な日々が送れます。



※自衛官任用一時金は、2士に任官後1年3か月未満で退職した場合、勤務期間を考慮して定められた額を償還しなければなりません。  
※2士に任官時の俸給は、採用予定者の学歴、経歴により異なります。※平成25年4月1日現在の自衛官候補生手当、俸給月額については、法律の改正により改訂される場合があります。

**【お問い合わせ先】**

自衛隊鹿児島地方協力本部 奄美大島駐在員事務所  
住所: 奄美市名瀬永田町17-3 大島支庁内 別館2階 電話: 0997-53-9103  
その他、詳細については奄美大島駐在員事務所までご連絡下さい。

※1: 平成26年度の募集人員につきましては、  
決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせします。必ずご確認ください。

## 「人権擁護委員制度」及び『全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所について

役場町民生活課からお知らせいたします。皆さん、人権擁護委員制度をご存じですか。6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的人権の擁護と人権思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下に、昭和23年に、まず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより国民の基本的人権を擁護し見守るために、民間人による人権擁護期間が誕生しました。これが我が国における人権擁護委員制度の始まりです。

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日に、「全国一斉特設人権相談」を実施することとしていますが、鹿児島県人権擁護委員連合会においても、県内の各市町村で特設人権相談所を開設いたします。

相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽に御相談ください。

### ■全国一斉特設人権相談

平成26年6月3日（火）

開設時間：午前10時から午後3時まで

開設場所：瀬戸内町中央公民館

お問い合わせ先：鹿児島県地方法務局奄美支局 電話 0997-52-0376

### ■瀬戸内町の人権擁護委員

氏名 嘉原 篤己、元井 直志、高野 洋志、榮 小知子

※ 人権擁護委員は、各市町村から推薦され法務大臣から委嘱を受けた民間の人達です。

現在、鹿児島県内には、265名の人権擁護委員が配置されており、地域で様々な啓発活動を行ったり、地方法務局又はその支局で人権相談を受けるなどの積極的な活動を行っています。

## 延滞金徴収のお知らせ

「地方税法第56条第1項の規定により、通知した日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない」という条文があります。

納期限内に納めていただいている方との公平性を保つため、税金を納期限までに納付をされなかった場合は、以前より鹿児島県から指摘されておりました延滞金の徴収について、特段な事情がない限り納期が到来している分については全額納付となります。

御了承下さいませよう宜しくお願いいたします。

尚、延滞金は、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3%それ以降は、日数に応じ、税額に年14.6%の割合で加算されます。

納期限を過ぎても納付されない場合は、その期間等により、高額な延滞金になる場合がありますので、納期内納付を宜しくお願いいたします。

問い合わせ

瀬戸内町役場 税務課 収納係

電話 72-1117（直通）

7月6日(日)奄美シーカヤックマラソン大会

広報せとうち(16)



## クーリング・オフをご存知ですか！

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売など不意打ち性のある販売方法に対し、消費者がいったん申し込みや契約をした場合でも契約の内容を明らかにした書面の交付を受けた日から一定期間は消費者に考える期間を与え、「必要ない」と考えた場合には消費者からの一方的な申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

上記以外の販売方法でも適用される場合がありますので、詳しい内容や書き方などは最寄りの消費生活相談窓口や県消費生活センターへご相談ください。

### ▽問い合わせ先

消費者ホットライン

(身近な消費生活相談窓口へつながる全国共通番号)

電話:0570(064)370

鹿児島県消費生活センター

電話:099(224)0999 FAX:099(224)4997

## ☆児童手当制度のご案内☆

次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、児童を養育している方に支給しています。

### 1、支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

※所得制限があります。(扶養親族等2人の場合の所得限度額698万円)

### 2、支給額

| 児童の年齢          | 児童手当の額                     |
|----------------|----------------------------|
| 3歳未満           | 一律15,000円                  |
| 3歳以上<br>小学校修了前 | 10,000円<br>(第3子以降は15,000円) |
| 中学生            | 一律10,000円                  |

※ 所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※ 「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

### 3、支給時期

毎年6月・10月・2月それぞれの前月分までの手当を支給します。

### 4、申請は？

◇初めてお子さんが生まれたとき ◇第2子以降の出生により養育するお子さんが増えた場合など、手当の額が増額になるとき ◇他の市区町村に住所が変わったとき ◇公務員になったとき、公務員でなくなったとき(公務員は、勤務先から支給されます)

※その他の届け等もありますので、詳しくは下記へお問い合わせをお願いします。

### 5、続けて手当を受けるには？

6月分以降の児童手当を受けるには『現況届』の提出が必要です。手当を受給されている方に6月初めごろに送付いたしますので、期限内に提出をお願いします。提出がない場合には6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

瀬戸内町では、平成26年度児童手当現況届に『子育て世帯臨時特例給付金』の案内を同封しています。申請期間内に申請していただくようお願いします。

【お問い合わせ】瀬戸内町役場 町民生活課 児童母子係 ☎72-1060 (直通)

## 『空き家等の適正管理に関する 条例が制定されました』

瀬戸内町では、空き家やその小屋などが適正に管理されず、近隣に迷惑がかかっている状態が続いている事例が数多く見受けられます。放置され老朽化が進むと、建築材の落下や倒壊によって通行人に危害が及ぶおそれや、不特定者の侵入による犯罪や火災のおそれもあります。

このような管理不全な状態の空き家の問題に適切に対処し、安全・安心な町民生活を確保するため、所有者等の管理義務をいま一度明確にした上で、これが果たされないものに対して町が関与していく手続を定めた「瀬戸内町老朽危険空き家等の適正管理に関する条例」が、平成二十六年三月議会定例会で議決され、四月一日から制定・施行となりました。

空き家の管理は所有者等の責任です。所有者等とは、所有者のほか、相続人や占有者なども含みます。きちんと管理されていれば問題はありませんが、管理不全が原因で事故が発生し、他人に被害を与えてしまった場合は、損害賠償を求められる場合があります。

空き家にするときは、次のようなことに心がけ、万が一の事態に備えるようにしてください。

- 1・ご近所や自治会などに連絡先を伝えておく。
- 2・定期的の様子を見るようにして、戸締りに注意し、家屋やブロック塀などの破損がないか点検する。

また前庭の木々の枝が道路にはみ出ないように剪定する。

- 3・ご自身での管理が困難な場合は、業者や知り合いの方などに管理を依頼する。



### 適正に管理されていない 空き家等に対する町の措置

町は、管理状態の不全な空き家を調査するとともに、所有者等に対する適正管理指導のために必要な情報を収集します。

調査の結果、管理不全な状態と認められた空き家の所有者等に対し、町は、助言・指導・勧告・命令を行うことができ、改善されない場合は、所有者等の氏名公表や行政代執行を行うことができます。

また、所有者等が町の遠方に在住しており、早急な対処が必要な場合には、所有者等の同意のもとに、費用徴収を前提に危険を回避するための最低限度の措置を町が行うことができます。

#### ◆問い合わせ先

役場総務課(消防防災係) ☎72-1111

## 6月 2014年(平成26年) せとうち情報カレンダー

| 日  | 月   | 火                                       | 水                                   | 木  | 金   | 土                                     |
|----|---|---|-------------------------------------|--|---|---------------------------------------|
| 1  | 2<br>☆きゅら島コソコソ<br>継続コース                     | 3<br>☆ぼっかぼかくらぶ<br>◎元気な笑顔教室<br>◎元気な足腰講座  | 4<br>母親学級①<br>◎きらきらクラブ<br>◇肉体改造教室   | 5<br>☆ぼっかぼかくらぶ<br>◎元気な笑顔教室<br>(節子)             | 6<br>☆ぼっかぼかくらぶ<br>○でい〜うもろう会<br>(芝)              | 7<br>◇肉体改造教室<br>○でい〜うもろう会<br>(西阿室)    |
| 8  | 9<br>☆きゅら島コソコソ<br>継続コース<br>◎元気な笑顔教室<br>(清水) | 10<br>☆ぼっかぼかくらぶ<br>◎元気な笑顔教室<br>◎元気な足腰講座 | 11<br>母親学級②<br>◎きらきらクラブ             | 12<br>☆ぼっかぼかくらぶ<br>◎3歳児健診                      | 13<br>☆ぼっかぼかくらぶ                                 | 14<br>◎わくわくキッズ<br>◇肉体改造教室             |
| 15 | 16<br>☆きゅら島コソコソ<br>継続コース                    | 17<br>☆ぼっかぼかくらぶ<br>◎元気な笑顔教室<br>◎元気な足腰講座 | 18<br>母親学級③<br>◎きらきらクラブ<br>◇肉体改造教室  | 19<br>☆ぼっかぼかくらぶ<br>◇男の料理教室                     | 20<br>☆ぼっかぼかくらぶ<br>◎わくわくキッズ<br>◎元気な笑顔教室<br>(蘇刈) | 21<br>○ペーパーマッサージ<br>◇でい〜うもろう会<br>(諸鈍) |
| 22 | 23<br>☆きゅら島コソコソ<br>継続コース                    | 24<br>☆ぼっかぼかくらぶ<br>◎元気な笑顔教室<br>◎元気な足腰講座 | 25<br>☆ぼっかぼかくらぶ<br>in押角<br>◎きらきらクラブ | 26<br>☆ぼっかぼかくらぶ<br>◎元気な笑顔教室<br>(手安)<br>◎4カ月児健診 | 27<br>☆ぼっかぼかくらぶ                                 | 28<br>◇肉体改造教室<br>○でい〜うもろう会<br>(薩川)    |
| 29 | 30<br>☆きゅら島コソコソ<br>継続コース                    | 1                                       | 2                                   | 3  | 4   | 5                                     |

○ ぼっかぼかくらぶ、きゅら島コソコソ継続コース、4ヶ月児健診、3歳児健診  
わくわくキッズ、ペーパーマッサージ問合せは、保健福祉課 保健予防係 TEL0997-72-1068 (直通)  
○ 元気な笑顔教室、元気な足腰講座、男の料理教室・でい〜うもろう会の問合せは、保健福祉課 地域支援係  
TEL0997-72-1153 (直通)

## ～町長の主な動き～

|         |   |           |
|---------|---|-----------|
| 4/1(火)  | 平成26年度交通安全対策会議                            | 庁舎会議室     |
| 4/3(木)  | 奄振改正に伴う関係省庁・国会議員訪問                        | 関係省庁・議員会館 |
| 4/5(土)  | 自民党時局講演会                                  | 農協会館      |
| 4/6(日)  | 第4回瀬戸内町長杯グラウンドゴルフ大会                       | 清水運動公園    |
| 4/7(月)  | 瀬戸内町立古仁屋小学校入学式                            | 古仁屋小学校体育館 |
|         | 瀬戸内町立古仁屋中学校入学式                            | 古仁屋中学校体育館 |
| 4/8(火)  | 鹿児島県立古仁屋高等学校入学式                           | 古仁屋高校体育館  |
| 4/12(土) | 桜を見る会(安倍晋三総理大臣主催)                         | 東京新宿御苑    |
| 4/14(月) | AED贈呈式(瀬戸内ロータリークラブより贈呈)                   | 応接室       |
| 4/15(火) | 実久戦跡視察                                    | 実久        |
| 4/17(木) | 鹿児島県旅客船協会理事会                              | 鹿児島市      |
|         | 公民館講座合同開講式                                | 中央公民館     |
| 4/20(日) | 与路さんご石垣保護組合<br>「第1回かごしま・人・まち・デザイン大賞」受賞祝賀会 | 与路公民館     |
|         | 瀬戸内町嘱託委員会                                 | 中央公民館     |
| 4/21(月) | 石原環境大臣との意見交換会                             | 奄美市       |
|         | 町村長海外視察(ベトナム)研修参加報告会                      | 鹿児島市      |
| 4/22(火) | 鹿児島県観光地所在町村協議会定例総会                        | 鹿児島市      |
|         | 鹿児島県市町村社会基盤整備推進協議会理事会・定期総会                | 鹿児島市      |
|         | 平成26年度県政説明会                               | 県庁        |
| 4/23(水) | かごしま応援寄附金募集推進協議会総会                        | 県庁        |
|         | 全国治水砂防協会鹿児島県支部懇談会                         | 鹿児島市      |
|         | 県庁奄美会会員との合同懇親会                            | 鹿児島市      |
| 4/27(日) | 第10回記念大会関西かごしまファンデー                       | 京セラドーム大阪  |
| 4/30(水) | 瀬戸内町民生委員児童委員協議会総会                         | 中央公民館     |

# 戸籍の窓



「お誕生・ご結婚・お悔やみ」は4月に届けられた分のうち、希望者のみを掲載しています。(敬省略)

## お誕生



おめでとう

名 前 保護者 住所  
 吉川 美蘭 雅道 古仁屋  
 竹山 晴貴 英輔 古仁屋  
 山西 風跳 英之 兵庫県

渡 哲夫 古仁屋  
 碩 キコエ 阿木名  
 武田 トシ 花富  
 若林 正文 阿木名  
 元田 米男 芝  
 斎藤 春雄 清水  
 盛 ナツ子 篠川  
 渡 サキコ 渡連

## お悔やみ

### 申し上げます



氏名 年齢 本籍  
 増田 ス工 95 勝能  
 山城 嘉雄 66 古仁屋  
 祝 節子 65 古仁屋  
 永田 マツ 92 手安  
 中林 ミエ子 93 諸鈍  
 定原 康成 51 勝能  
 前島 百合子 86 与路  
 吉岡 雅彦 84 阿木名  
 福島 イッコ 51 生間  
 嶺山 信雄 90 鹿児島市  
 嶺山 晶 81 古仁屋

## 香典返し(社協へ)(4月分)

(遺族) (故人) (住所)

徳田 忠弘 ハル子 瀬武  
 増田 初男 ス工 須手  
 田原 裕和 初雄 俵  
 中林 生貴 ミエ子 諸鈍  
 定原 マサ子 康成 勝能  
 元田 司 米男 瀬久井  
 渡 村子 哲夫 松江

総合計金100,000円也

皆様のご寄付

ありがとうございました。

## 広報紙郵送料

(氏名) (住所)

武田 勝次 一万円 大阪府  
 上原 ちよみ 五千円 大阪府  
 北村 みかよ 五千円 東京都  
 寺町 典美 五千円 愛知県  
 皆様のご寄付

※ お詫びと訂正  
 5月号「お誕生日おめでとう」にて名前の仮名が誤って訂正致します。

誤 泰良 奏翔  
 正 泰良 奏翔

## 「広報せとうち」に広告掲載できます。

| 広告サイズ        | 広告掲載料(1回) |
|--------------|-----------|
| 縦 5cm×横 8cm  | 5,000円    |
| 縦 5cm×横 17cm | 10,000円   |

6箇月連続掲載で、1回分無料に!

【問い合わせ先】

役場企画課情報政策係

# ねんきん コーナー



年金キャラクター「もくもく」

奄美大島年金事務所からのお知らせ

奄美大島年金事務所では、予約制で年金相談を行っております。

年金相談のご予約は、相談希望日1ヶ月前からお電話又は年金相談窓口でお受けしております。

ご予約を受ける際には、相談者及び配偶者指名基礎年金番号・電話番号・相談内容等について確認させていただきます。

代理人の場合には、委任状と来所される方の本人確認ができるもの(運転免許所等)が必要となります。

予約お申込み電話番号

奄美大島年金事務所

お客様相談室(電話) 〇九九七―五二―四三四一



海 開 き

～ヤドリ浜にて～  
4月20日、ヤドリ浜にて  
海開き（町観光協会主催）  
が行われました。

各関係団体の方が安全祈願後、海開きが宣言されました。その後、海の宝探し・お楽しみ抽選会・カヤックツアー&バドボ体験・ビーチバレー・今年はビーチサッカー大会も開催され数多くの催し物あり、一足早い夏を満喫する若い方や家族ずれで会場は盛り上がりました。



～せとうちポイント会 Sカード情報～

- Sカード加盟店で108円お買上毎に1ポイント進呈します。ポイントが満点になると（満点カード）300円のお買い物券として、ご利用いただけます。また、抽選会やイベントの参加券としても、ご利用いただけます。
- Wチャンス抽選券について
  - ※ 満点カードを使ってお買い物をしてください。
  - ※ 満点カードを使うとWチャンス抽選券がもらえます。
- 毎月一回の抽選に当選すると500円の商品券が当たります。詳しくは事務局（お茶の不二園内）または加盟店、せとうちポイント会ホームページで・・・  
<http://www.setouchi-point.com/>

水のトラブルすくに解決！

瀬戸内町指定水道工事店

- ◆給・排水設備施工、維持管理 ◆浄化槽工事(水洗トイレ)
- ◆排水管内視鏡カメラ調査、高圧洗浄 ◆貯水槽清掃
- ◆引っ越し清掃 ◆ハウスクリーニング ◆エアコン洗浄

(有) 瀬戸内ビルシステム  
瀬久井 080-1540-3614

法律相談会（無料）のご案内

司法書士による法律相談会を開催いたします。

【相談日時及び場所】

6月20日(金) 午前10時～午後1時 中央公民館

※本相談会での直接受託は原則行いません。

正式な依頼に至った段階で、費用が発生します。

【問合せ先】瀬戸内町商工会青年部

TEL 0997-72-0147 (担当：伊地知)

私たちが提供する大切な方のことを考える大切な時間

家族葬

経済的ご負担が軽くてすむ「家族葬」を提案いたします。

24時間受付-ご相談下さい

共同納骨堂

- 管理費(年間) 15,000円～35,000円
  - いつでもお参りができます。
- 場所：瀬久井

自然環境の悪い今日

高い所のお墓やお墓参りの

困難な方々のために

ご先祖様のお骨の管理を

当社がお引受け致します。

早川福祉葬祭 72-4000・4444

快適な衛生環境をサポート

- ・し尿汲み取り・浄化槽清掃管理
- ・トイレ・風呂・台所・洗面のツマリ等

(有) 瀬戸内清掃

代表取締役 牧 学



家庭ゴミ・事業所ゴミ・各粗大ゴミ  
収集運搬

1袋からタンク・ベッドその他まで

お気軽にお電話下さい



事務所 ☎ 72-3973

☎ 72-3714

☎ 72-0754